

成るべく少しの人間で仕事を片付けて国民の負担に應えるという考え方でまゝ行われるべき性質のものなのであります。併し機構改革の面は御承知のように部分的には行われましたけれども、全体といたしましてはこれはまだ実現いたしませんので、後の問題に残っておりますわけであります。で、郵政省の殊に電波局に関連しての部分は若干小部分の機構の改正の部分がござりますけれども、国の全般の方針がそういう工合になつておりますので、電波関係に予定されておる整理人員についても、機構改革による部分というものは殆んど僅かでありまして、大部分はその他の面についてこれくらいの人員の整理が可能なのではないかと構想であるわけであります。

○久保等君 私に質問いたしておりますのは、勿論電波の場合に限つての質問なんです、定員法の改正の資料として出してあります資料によつて見ますと、増減の事由という項目の中でいろいろ種類を分けておるのですが、その中の電波の場合をとつて考えてみますと、機構改正に伴う共通事務の統合という事由で地方電波監理局の定員を百六十名減らすというふうな項目にいたしておるわけですが、郵政省全体として見れば、勿論他の郵政部門についての行政整理は非常にいろいろな項目で、項目の事由の下に数々が挙げられておるのですが、幾つかある理由の中で、電波の場合については、機構改正に伴う共通事務の統合という趣旨でこういう数字が出て来てるので、私の質問いたしておるのは、それならば機構改正というその機構改正はどういう具体的な機構改正を行い、且つそ

のことによつて共通事務の統合が可能になつたのか、そして又その共通事務の統合に伴つて百六十名だけは減員できるのだというふうになつたのか、その点を電波の場合についてだけの問題として御質問をいたしておりますので、それに対する御答弁を、一つも少しびんと来るような御説明を願いたいと思ふのですか。

○國務大臣(塚田十二郎君) 電波局長からお答え申上げさせます。

○政府委員(長谷慎一君) 只今の御質問に對しましてお答え申上げます。只今御引用になりました郵政省の定員法の改正に伴う説明資料のところで、機構改正により、庶務会計等共通事務の統合による減といふことで百六十名が挙げられていますが、これは一つの資料として整理をいたします上に主なる事項としてこういう形に挙げたのでございまして、この百六十名が全部機構改正によるものばかりではないわけでありまして、庶務会計と共通事務の統合整理合理化によるという意味でござい

ます。併し勿論機構改正に伴う分もあるわけでございまして、申上げますと、従前電波監理局は、御案内のように電波監理委員会としての外局でございまして、従いましてその組織や仕事の面から見ましても外局として庶務会計、人事その他は独立しておりましたが、先般郵政省の内局というところに變りましたので、そういう関係で例へば庶務会計等いわゆる共通事務が、現在では大臣官房のところに統合されておる、重複しておつた点もありましたので、そういう点を整理いたしまして、或いは又極めてこまかいことの例になります、郵政省の中に、同じ建物の中に従

来別でありましたのが一緒にになりましたので、従いまして、例へば守衛とか小使とか電話の交換手とか、そういうものも共通にすることができまして削減の余地が出て来たわけでありまして、又それより過ります、地方電波監理局におきまして、従前は電波監理局が電波監理局と相並んだ形になつておりました、これが現在地方電波監理局の内部組織の中に監視部として統合されましたので、場所はずつております、離れておりますけれども、人事、会計その他の面におきまして内部組織の中に入れられましたので、先ほど申上げました本省段階における機構改正に伴うと同じような考え方、人事、会計、庶務関係での仕事に削減の余地が出て参りましたので、それらが具体的な例でございまして。

○久保等君 私今質問したのは、特に地方電波監理局の百六十名について質問をしようとして申上げたんですが、これも機構改正に伴う共通事務の統合といふところで百六十名挙げられておるけれども、その機構改正といふのは、今電波監理局長の説明をされましたように、まあ昔は地方の監視局といふのがあつたのが監視部という形に機構改正になつたという点ですが、これも今回の行政整理に伴つて或いは行政整理をやるがために或いはこの行政整理を取上げた際になされた機構改正ではなくて、一昨年でございまして、これも監視部といふふうになつて参つたと思ふので、私は百六十名浮いて来た原因が機構改正に伴つて出て来た百六十名ではなくて、純然たるこれはいわば庶務会計事務の統合というその御説明から行

くと、そういうふうにしかり理解できないのじやないかと思ふのですが、機構改正をやつたことによつて、事実若しそういう冗員があつたとすれば、一昨年機構は事実改正されておつたんだし、それから又一昨年も行政整理といふ問題が取上げられたことがあつたんですから、そういう観点からしても、若干辻褄が合わないじやないかと思ふのですが、そのあたりのいきさつはどうですか。

○政府委員(長谷慎一君) お答え申上げます。先ほど申上げましたように、その百六十名という数字が、只今例として申上げた機構改正によるものではないのでございまして、機構改正による部分がその中に相当数ありましたものでありますから、こういう分け方で御説明の資料として挙げたのですが、百六十名の数字は、そのほかに庶務会計等の事務の合理化、能率化によりまして、これだけの人数の削減の余裕が出て来ると、こういうふうな数字になつております。なお、只今御引用のありましたように、地方の電波監理局におきまして、監視局が監視部の内部組織に委ねられましたのは、御指摘のように一昨年でございまして、その当時は庶務、会計、人事等の仕事の、仕事と申しますのは先ほど申上げましたように、局舎等も相当離れておりますので、内部組織にすると同時に人員の整理といふようなことは当時困難でございまして、それ以後でございまして内部組織になりました。それに沿ひまして仕事の能率化、簡素化等を期しまして、今回の人員整理の際に実情を調査いたしましたところ、只今申上げたような理由から、現在におきましてはその面から

の人員の整理もできる状態と見られましたのでそのように予定いたしております。

○久保等君 今の御説明によりまして、全部が全部機構改正に伴つて定員減になし得るといふふうになつたのじやなくて相当数といふようなことを言つておられるのですが、私は相当数どころではなくて、機構改正に事実基いた行政整理といふものは、そのうちに含まれておる要素としては極めて少いか、殆んどないのじやないかといふふうに考えるのですが、何か機構改正に伴つて定員減になつた事実が相当数占めておるということをお言つておられるのですが、そのあたりがどうもなかくよくわからないのです。それからもう一つ、こういう機構改正は、私はむしろ地方電波監理局の人員が減るような機構改正ではないのじやないかという印象を受けるのです。それはなぜかといふと、従来本省直轄といふか、中央直轄であつた電波監視局を地方の電波監理局の中に含めて、それで事実上先づの電波監視部といふものの実体をそのまま監視部という形で置いておつた。従つて地方電波監理局そのものにとつてみれば、従来と何らの関係はなかつた。要するに並列的狀態で減らしておつたものが、今度は地方電波監理局の中に含まれたといふことによつて、私は相当なあらゆる仕事、例へば人事、給与その他の面について見れば、地方電波監理局に少くとも統合せられた事務だけは、地方電波監理局の労働にかかつて来るという結果になつたといふことを考へておるが、それとは逆に地方電波監理局の人員を減らし得るといふこ

とになったのは一体どういう理由に基
いて言つておられるのかよくわからな
い。少くとも従来あつた地方電波監視
部というものが本省に直轄になつてか
ら、地方電波監視局としては人員が減
つたというのならこれは或る程度話は
わかりませんが、いわゆる従来本省に直
轄しておつたものが、逆に地方の電波
監視局の中に統合された、而も出先監
視部というのは、機構そのものが従来
の仕事をやつておるから従つて通常
な、ノーマルな状態であるならば人員
を減らし得る理由はないのだから、実
体はそのまま残しておいて、地方電波監
理局というものに繋がつておるから、
それが更に中央に繋がつて来るという
ことになる、地方電波監視局の仕事
というものは若干減るこそすれ減る
ということは考えられないのじやない
か。そうすると何かここでは機構改正
によつて逆に人が浮いて来たというよ
うな理由を言つておられるのですが、
私はむしろ実態から考えた場合に、事
務量が若干地方電波監視局においては
減るのじやないかというのを考える
のですが、その辺の経過はどうです
か。もう少しわかるように御説明願ひ
たい。

○政府委員(長谷川一君) お答え申上
げます。従来電波監視局から離れてお
りました電波監視部というものの仕事
を監視局の内部組織の中に入れました
ので、電波監視局としては従来よりは
確かに御指摘のように仕事は減えまし
たけれども、電波監視の仕事全体から
見まして地方を見た場合に、電波監視
の關係の仕事が監視局の中に含まれま
したので、従つてその両者に個々に持
つておりました人事、会計、庶務關係

のものは監視局の一本にこれが統合す
ることができるようになりましたか
ら、従ひまして個々の持つておつたも
のを一カ所に統合できたということの
ために電波監視そのものの仕事ではな
く、それにサービス部門と申ししましよ
うか、今申上げました人事、会計、庶
務等の面で統合の結果、人員において
余裕ができた、こういう意味でござい
ます。

○久保等君 それならばもう少し具体
的に御説明を願ひないでしょうか
りしません。少くとも従来あつた電波
監視部と、現在ある電波監視部という
ものの一体仕事の内容がどういう状態
にあるのか。今の説明では少くとも電
波監視局そのものは仕事が若干減え
たというところは今肯定しておられるわけ
です。そうなつて参りますと、当然電
波監視部、ここでは従来の人員よりは
少くし得る、それならば一体どの程度
電波監視局へ人員を移すのか、事務が
減えたということだけは事実だと思ひ
ます。そういう点から行けば従来より
か若干電波監視局というものは減るさ
なければならぬのに、更にその中か
ら百六十名も減らすということにな
つて来ると、勢い私は相当この電波
監視部にすべての労働というものが、
定員を減らすというための労働とい
うものが殆んど電波監視部にかかつ
て来るのではないかと思ひます。そうな
つて参りますと、これは而も庶務、会計
の面を恐らく主として切ると言われる
だらうと思ひますが、私はそうなつて
来ると、一体電波監視部に属してあり
ます庶務、会計部門というものが相当
数減らされる、相当数というのか、殆ん
どなくなつてしまふというやうなこ

ろが出て来るのではないかというふう
に考えるのですが、先般資料を一つお
出し願ひようように私要求しておいたの
ですが、その方面に關する資料も全然ま
だ私の手許に頂いておらないのであり
ます。余り抽象的の原則論で、二つを
一つにしたから減らすという、これは
抽象論としては一応何か聞けるやうな
説明ではありますけれども、実質的な
仕事の内容については、私はこの前に
も具体的に指摘をいたしておりました
に、又私が指摘したすまでもなく、
先般郵政大臣から幾々極めて長い電波
白書を頂戴して内容を検討いたして
見ますと、非常に年々というより、
月々飛躍的に業務量も増えて参つて
おりますやうな現情の下にあつて、
少くとも仮に一名にしても私は行政
整理が行い得る、冗員があるのだと
いう結論にはどうしても理解しがた
いわけですから。特に一般の民間の私設
無線あたりにしても、非常に最近の
要望としては検査事務が速い、或いは
認可許可の処理状況が非常に遅いとい
うやうなことがやましく言われてお
るやうな話も事実聞いておるわけ
です。そういう状況の下にあつて、而
も月々むしろさういふ方面の事務量も
増えて参つておるというやうな実情の
中にあつて、全く百八十度逆行した方
向に、人員を無理やり何かに行政整理
をしなれば面子が立たない、にもか
く申訳が立たないというやうな考え
を大前提にしてこの人員を弾き出して
来ておられるのではないかという印象
を強く持つわけでありまして、その点
をむしろ私は率直に現実の実態という
ものを把握された上でやはり行政整理
というものは当然考へて行かなければな

○政府委員(長谷川一君) お答え申上
げます。只今御指摘になりました点に
つきましては、私どもも確かに御指摘
のやうに無線關係の仕事が月々どん
どん變つて来ているというやうな点も
ございますので、この定員法の改正につ

らん問題だらうし、少くとも大臣の答
弁によりまして、あれやこれやで得
る限り能率も上げ、更にできるだけ簡
素化できる面は簡素化して弾き出した
数字だといふことが言われておるので
すが、その話は行政整理全般に對する
基本的な考え方として当然であると思
ひます。併し遺憾ながらその具体的な
問題としての電波行政の面において出
されて来たところの行政整理の数の問
題については、私はどうもその趣旨が
納得できないが、もう少しこの部門
をどう、どれだけの業務量を削減した
からそれだけの人員を減らすことにし
たんだというやうな面をもう少し一つ
各機關ごとに、数がさう大した大勢の
人間ではないだけに、私は相当明細な
一つ／＼細かくはつきりした答弁が頂
けるんじやないかと思ひます。少く
とも大きな抽象論じやなくて具体的な
数字の、何名についてはどの部門を
どういふやうにするから何名という数
が出て来たんだといふことは、相当精
細に私は説明できるんじやないか、何
万名或いは何千名という数になつて参
れば別ですけれども、百三十名或いは
二百七十名という行政整理の数の問題
については、十分に納得させ得るやう
な資料もお持ちだらうし、それから又
方針も確立されての上の私は計数だろ
うと考へるわけですから。従つてそいつ
た点の一つ詳細に御説明を願ひたいと
考へます。

○政府委員(長谷川一君) お答え申上
げます。只今御指摘になりました点に
つきましては、私どもも確かに御指摘
のやうに無線關係の仕事が月々どん
どん變つて来ているというやうな点も
ございますので、この定員法の改正につ

いての御審議の様子も十分に銘じま
して、この百六十名なり或いは二百十
七名の實際の整理の案はさういふ点も
考へに入れました立案をして仕事の上
に支障のないやうに期して行きたい
と、こういうふうに考へております。

○久保等君 まあい／＼質問いたし
たいこともありますが、大臣は時間も
制約せられておるやうですから、大臣
にお聞きしたいと思ひますが、まあ
機構の問題については現在の電波行政の
問題については、先般の電波白書の内
容をちよつと拝見いたして見ますと
と、まあ現状のままの機構で十分だ
とは考へておられないというやうなこ
とが言われておると思ひます。その中
には勿論この電波行政だけじやなくし
て、電氣通信という全般の問題から十
分に検討してみることがあるんじやな
いかというやうなことも言つておられ
ると思ひます。それは勿論有線電信
電話、これらを含めての電氣通信行
政、広い意味の電氣通信行政という観
点から機構の問題を十分に考へてみ
なければならぬんじやないかというこ
とが言つておられると思ひます。
現在勿論電波行政は郵政省の中に内
局として置かれておるわけですが、
この部門とそれからまあ電氣通信行
政、これが現在又別の郵政省内で内
局として設けられておるのですが、
これらの問題と睨み合して電電公社
に對する、勿論現業官庁に對する監
督官庁という問題になつて来ると思
ひますが、さういふ関連性をい／＼
考へ合して私は有線も無線も、それか
らその中には電波行政も勿論入るわけ
ですけれども、電氣通信行政というも
のについての機構を考へておられるよ

うなことを言つておるのですが、私は、そういう点について具体的にはどういうことを考へておられるのか。まあ勿論結論的にまとまつてゐる段階ではないと思ひますし、それから又当面今ここで問題になつておる問題とは直接的な問題では私はないと思ひますが、併し根本的に再検討を加へようという考へ方というものは、一体電波行政というもののについての機構が現状のままでは十分ではないという考へ方が前提になつておるのじやないかと実は思ふのです。ですから機構の問題について、今後どういふふうに考へておられるのか、電波行政というものが現在のままですつと將來も同じような状態で私は参らうと思ひないのですが、まあそういうような現在並びに將來に対する電波行政の重要性という観点と、それから現在における有線電氣通信との関連性を考へ合せた統一的なものを考へておられるんじゃないかと思ひますが、このあたりの問題について、一応現在の大體の抱負といつて、か、そういう点を若干つ承つてみたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) まあこの機会にそういう抱負を言へとおつしやるのは、恐らくお尋ねになりたい中心は、もつと人間を余計殖やさないければならぬと考へてゐるのじやないのか、それだのにどうして減らすという案が出て来たのかというところであると思ひのでありまして、私もそのところの重点をおいてお答え申上げたいと思ひのであります。電波行政全体につきましては、白書にも申上げましたように、私も將來非常にこれは伸びる面でありまして、従つて人間も余計やり

ますでしようし、機構も大きく又充実したものにしなければならぬと思ふわけでありまして。併しそういう工合に考へることが現在の機構の中から全然人間が整理できないということにすぐに繋がつて来るかという、私はそれは思ひないものでありまして、なぜそう思ひないかと申しますと、私はこの新しく電波行政がだん／＼伸びて来ると、従つてそういう面に應じて充実にしなければならぬ、若しくは殖やして行かなければならぬ面というものは、人間にしましてもおのずから、例えば技術者、殊にまあ監視員でありますとか検査員でありますとか、そういう面に重点があると思ひのであります。

じや、今のこの電波監理局全体の行政の要員の状態から言ひますと、私も先ほど局長も申しましたように、これが外部で獨立してゐたものが郵政省内部に入つて来て、当然相當数の重複事務で整理するべきものが十分整理されてないという面が一番重要に残つておると思ひます。そこでまあ今年のこの定員を、郵政省全体の定員を考へますときには、整理すべき面は整理をする、増員を必要とする考へられる面は別個に又増員を要請する、こういう面建てにして出したわけでありまして。勿論整理をするべき面と増員すべき面と重複しておるならば、例えば同じ面を整理と増員というものを考へてみなければそれは意味のないことありますけれども、両建にはしてありますけれども、結局整理するほうは整理できる部分、それから増員する部分は増員しなければならぬ部分というふうに分かれておるわけで、一つの電波監理局の

内部の人間にいたしましてもおのずから面が違つておるわけですから、そこでまあ減員の分はいろいろ事務当局と十分折衝いたした結果、これくらいでやつて行けるという見通しがついてこの通り実現したのであります。増員の分は、この予算の関係もありまして、大蔵省との折衝その他で以て十分了解が得られずにあとに、將來の問題に残されておるわけでありまして。ですから私は、先ほど面子にかけてこの整理やつておるんじゃないかというお尋ねでありましたけれども、まあ面子と言へばまさに面子になるかも知れませんが、私は小さい、行政管理局が行政整理を言いつかつたらこれをやり遂げなければならぬといふような考へ方なしに、國民がこの広い範圍において、而も熱心に官庁機構に無駄があると思へおられるのに、それに應ずる政府が努力をしないといふことはあるはずのものじやない、そういう意味においてこれは是非でも一つやらなければならぬという感じ、で強く問題を見ておるわけでありまして。まあ本當から行きますならば、どこへ何人々々という工合に積み上げて来てこれだけの数字というものを出すのが正しい行政整理のあり方かとも思ひますが、私も初期の頃にはそういう工合に整理人員というものを検討したいといふように考へておりましたけれども、これは實際に當つてみて、大よそそういうことというものはできないし、そのように考へておる場合には、行政整理というものは恐らく実施できない。それはいろいろ／＼な予算編成の技術上の關係などもあるのであります。

て、予算の上に組みますときに、どの仕事に人間が幾らついているというように繋がつておるとはかり限りませう。又どの仕事にどういふ人間が繋がつておる、何人という工合に繋がつておる場合には、一般的に能率を高めるという面から来る人員整理の教というものはとても出て来ない。そこで大ざっぱに見まして、勿論大ざっぱと言ひましても、いろいろ／＼な要素を勘案してみて或る数字を出して、そしてその数字を現実にその部局にあつておる者に相談をしてみても、どうしたらこれらの数字で以て果してうまく整理の要請を入れて、事務の運営ができるかどうかといふことを詳細に検討して見まして、或る程度の見通しをつけた上で最終数字というものが郵政省について決まり、又電波監理局についてもきまつておるのであります。今も電波監理局長が申上げましたが、恐らく百六十名の数字をどこでどういふ工合にしようか、今までは申上げたような一般的の方針に基いて、今後それ／＼の部局にむかひないよう整理人員を割当てて行きたいと考へるのであります。まだ今の段階ではそこまで検討ができておらないと思ひますのでお答えいたさなかつたと思ひのであります。とにかく非常に抽象的な無責任のようには見えませんが、その面を当ります者たちと相談をして、國民のそういうような熾烈な要請も考へてこれです。どうぞお任せ頂きたいという考へ方でありまして、でありますから詳細な点まではまだ出ておりません点は御容赦頂いて是非一つこれで御承認頂きた

いというのが、私の郵政大臣としての立場であるわけでありまして。

○久保等君 私は、今日の電波行政の事情なり或いは電波の事情を見た場合には、これは相當増員を、少くとも内部の操作をやり得るにしても増員をしなければならぬのじやないかというふうに考へるわけですが、その点今大臣はやはりそういう面について、一面においては、今の殖やさないけれども、又減らし得る面については減らすのだ、そういう両者を脱み合せて行政整理という問題を結論的に出して参つたといふことで、特に電波の面について、増員の面については、大蔵當局と十分な折衝が得られないまま問題がむしろ今後に残つておるので、減る面ではそういう数字が出て来たという御説明であつたと思ひます。それならば大蔵當局との今後の問題として残つておるかも知れませんが、その増員の面殖やさないければならぬ部門についての増員が一体どの程度なのか、勿論これは政府としての結論として、折衝をし、了解を得た数ではないからそれはきまつた数ではないわけですが、電波行政の今日の現段階からどの程度殖やしてもらわなければならぬか、その殖やす部門の数を一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(長谷慎一君) お答え申上げます。大変お答えが遅れまして恐縮でございますが、只今まで大臣からも申上げましたように、仕事の第一線的な面におきましては、対象となる仕事の増に伴ひまして、やはり或る程度の増員が二十九年度においては必要にな

て、予算の上に組みますときに、どの仕事に人間が幾らついているというように繋がつておるとはかり限りませう。又どの仕事にどういふ人間が繋がつておる、何人という工合に繋がつておる場合には、一般的に能率を高めるという面から来る人員整理の教というものはとても出て来ない。そこで大ざっぱに見まして、勿論大ざっぱと言ひましても、いろいろ／＼な要素を勘案してみて或る数字を出して、そしてその数字を現実にその部局にあつておる者に相談をしてみても、どうしたらこれらの数字で以て果してうまく整理の要請を入れて、事務の運営ができるかどうかといふことを詳細に検討して見まして、或る程度の見通しをつけた上で最終数字というものが郵政省について決まり、又電波監理局についてもきまつておるのであります。今も電波監理局長が申上げましたが、恐らく百六十名の数字をどこでどういふ工合にしようか、今までは申上げたような一般的の方針に基いて、今後それ／＼の部局にむかひないよう整理人員を割当てて行きたいと考へるのであります。まだ今の段階ではそこまで検討ができておらないと思ひますのでお答えいたさなかつたと思ひのであります。とにかく非常に抽象的な無責任のようには見えませんが、その面を当ります者たちと相談をして、國民のそういうような熾烈な要請も考へてこれです。どうぞお任せ頂きたいという考へ方でありまして、でありますから詳細な点まではまだ出ておりません点は御容赦頂いて是非一つこれで御承認頂きた

るのではなからうか、これは二十八年度におけるいろ／＼無線局その他の施設の増加の割合が二十九年年度においてそのまま続くというようない見込を立てまして、能率から増員の数を出して来ておるのでありますが、従つてその増員要求の対象となりますのは、無線局の検査、それから監視、それから従事者の検定試験官及び電波研究所の電波観測関係、こういったものが主でございます。大体事務関係におきましては、多少の検査、監視等の仕事が増えましても、殆んど仕事の増はないわけでございます。監視、観測等の広い意味の技能者の関係の増員が必要ではなからうかという事で、大蔵省と折衝を一応やつたわけであります。

○久保等君 私、だからその点も大臣からお答え願ひたいと思つておつたのですが、更に大臣から一つその点をも少し具体的に御答弁を直接願ひたいと思ふのです。その数は少くとも、勿論国会に正式に出す段階に至つておらないことは、私も今日こういう形で出て参つております以上、十分に了解いたしますが、一体今日実際の事情からいつて、飽くまでも、いろ／＼政治的な考慮とか含みを持たないで、少くとも私は厳正に考へて、どの程度の数字を一つつかんでおられるのか。ただ今言われる項目を挙げておられますが、この項目について一体大よその、私はそのことを以て将来何かの、それこそ言葉尻をつかまえてどうのこうのという意思は持つておりません。一面において減らし得るといふ人員をつかんでおりますが、殖やさなければならぬ部門の多くの人員は或る程度

持つておられて然るべきだ、ただ併しこれは残念ながら、同時に大蔵省の了解を得られないので、まだ出す段階には至つておらないけれども、電波行政の立場からいつて、二百名なり三百名なり程度の人員は、これはどうして殖やさなければならぬのだというところは、数字として大よそのものは私はつかんでおられるのが当然だろうと思ひます。これはただ単に一事務当局の私は問題というよりも、郵政大臣という立場において、電波行政で殖やさないければならぬ面のそういう増員の数の大よその見当はここで御答弁願ひたいと思ふのですが……。

○国務大臣(塚田十一郎君) 勿論予算の要求をいたしますときには、そういうものも含めた要求を出しておるわけでありまして、その当時折衝いたしまして基礎資料によりましてすれば、お尋ねの部分には約二百十名程度ということになつております。

○久保等君 そういたしましたすと、大臣のやつておられることは、私は非常の片手落しやないかというふうに考へるのですが、二百名余りおし増員をしなければならぬというその問題を等閑視して、二百十七名の行政整理を、ただ減らすことだけを考へてやられることが、私は電波行政の今日の現状からすれば、二百十名程度が果して適正であるかどうかという問題は抜きにして、少くとも事業が二倍、三倍に殖やるといふ部門は、私は一般官庁の場合には恐らくあり得ないことじやないかと思ふ。事業が二倍、三倍と殖やて行く事業部門なんて恐らく他の官庁では考へられない。これは電波事業の、電波行政の実態じやないかと思ふのです。

そういう電波行政の部門に対する行政整理に當つて、減らす部門だけは真先に具体的な数字を弾き出して減らすという形を出して来ておられるが、殖やす面については何ら考慮が払われておらない。それならば私は二十九年年度の電波行政がスムーズに行かぬかどうか、非常に危惧せられるわけなんです。そういう点でまあ郵政の場合の資料を一通見ても、確かに業務の拡張等による増員というよりなことを若干何か見て、他の面においては合理化による減員というよりなことを出されておるのですが、一応体裁としては或る程度私は、内容は別として体裁は整つておるというふうに考へられるのです。が、電波の場合においては、この内容の面について或いは形態の面からいつて、片方だけを切落したという形になつて、先般の電波白書は、内容極めて私も尤も非常に立派な電波白書であつたと思ふのです。併しこれは今当面せられるようなことだとすると、美辭麗句を並べられたという事であつて、電波行政の内容については極めて私は認識が足りない、把握の仕方が全く逆じやないかという印象を受けるのです。が、その点一行政管理局長官という立場からでも、私はそういう行政整理にはまさか納得できるはずはないと思ふのです。ましてや郵政大臣、直接電波行政の衝に当られる責任者がそういうよりな考へ方では今後の重要な電波行政が乗切れるかどうかというよりなことにいつて非常に大きな危惧の念を持つわけなんです。が、一体それならば、増員の面については今後どのように一つ解決して行こうと思つておられるのか、もう少し積極的な面も誠意のある御答弁を伺いたいと思ふのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは実際にあつてみてどういふことにまあ感ずるのでありますけれども、恐らく今度の行政整理のこの数字というものが出ません場合にどういふ形になつたらうかということでありまして、私はこれだけ行政整理をいたしまして、今まで整理をしない人員をやつて来たよりも、今度整理をした結果、電波行政の運営が悪くなるというよりは毛頭考へておらんのでありまして、私は少くともこれだけの人間を整理をしても今まで通りやつて行けるという構想の線を今度の行政整理で出したわけでありまして、そこで電波の場合には新らしい面がある、その通りでありますし、そして又そういうことは他の省のいろいろな部署にも相当あつておるようでありまして、まあそういうものを比較しても、電波行政のそういう伸びておる面が大きいものであるということも、それ私も承知しておりますので、今後一層又今年実現しなかつた増員の面については努力はしなければなりませんけれども、今年は御承知のように非常に緊縮をするという予算で、増員というものは全体として非常に抑えられておるわけであります。そこでまあそれは国の大きな方針であるからして、今後そういう方針の変化につれて、又仕事の重要性が非常に強くなつて来るにつれて、若しくは仕事は非常に殖えていよう／＼もうこれ以上はこの人員では辛抱できないというよりになるにつれて増員しなければならぬ面は増員をするとして、やつぱり整

理できる面は整理をするということ私はちつとも矛盾をしておるとは考へられないわけでありまして。ただ恐らくお尋ねになられる若しそういう行き方に対して疑点を持たれるならば、一方でこれだけの整理ができるならばその人員を振替えてこちらへどうして廻さなかつたか、そういう面の折衝ならば大蔵省と非常にうまく行つたんじゃないだろうかということに若干問題点が私はあると思ふのであります。これはまあ実際にやつて見ますと、なかなか内部の操作をいたしても困難な問題でありまして、全体として減員すべき人員というものをはつきりと割当てておつてどこから、どつちにいたしまして人員整理というものは非常に困難なものでありますから、これだけはどうしてもやらなきやならぬのだから相当深刻なまじめな企画で以て整理をするという事でない、整理というものはなかなかできないのであります。一方で人員を総数減らさないで、事務系統の人間を減らして技術系統に廻すということはないか／＼にくいものなんでありまして、そういう関係で結局両方に要求することになる。その要求した部分が、今申し上げたように国全般の大きな方針で今年に認められなかつた、こういう関係になつておるわけでありまして、私といたしましては、この整理をした上の人員を以て、先ほどから繰返して申し上げておる通りに、少くとも今までの仕事の能率は下げない、更に各従事員の人たちに一層努力してこの仕事の殖える分も今年はこの定員のままで賄つて頂く、こういうふうに運

理できる面は整理をするということ私はちつとも矛盾をしておるとは考へられないわけでありまして。ただ恐らくお尋ねになられる若しそういう行き方に対して疑点を持たれるならば、一方でこれだけの整理ができるならばその人員を振替えてこちらへどうして廻さなかつたか、そういう面の折衝ならば大蔵省と非常にうまく行つたんじゃないだろうかということに若干問題点が私はあると思ふのであります。これはまあ実際にやつて見ますと、なかなか内部の操作をいたしても困難な問題でありまして、全体として減員すべき人員というものをはつきりと割当てておつてどこから、どつちにいたしまして人員整理というものは非常に困難なものでありますから、これだけはどうしてもやらなきやならぬのだから相当深刻なまじめな企画で以て整理をするという事でない、整理というものはなかなかできないのであります。一方で人員を総数減らさないで、事務系統の人間を減らして技術系統に廻すということはないか／＼にくいものなんでありまして、そういう関係で結局両方に要求することになる。その要求した部分が、今申し上げたように国全般の大きな方針で今年に認められなかつた、こういう関係になつておるわけでありまして、私といたしましては、この整理をした上の人員を以て、先ほどから繰返して申し上げておる通りに、少くとも今までの仕事の能率は下げない、更に各従事員の人たちに一層努力してこの仕事の殖える分も今年はこの定員のままで賄つて頂く、こういうふうに運

營して行きたいという考え方をしておるわけでありませう。

○久保等君 大臣の今答弁せられておられます点も、当面する電波の私は課題に対しては何か解決が与えられておらないやないかというふうに考えるのですが、今言つた二百十名程度、まあ検査なり或いはその他監視所における直接監視に従事する従業員、こういった面に対する人員は全然手がつけられておらないという問題が一つです。これは或いは今度の行政整理の対象にしておらないと言ふかも知れませんが、併し行政整理をやるといふことは、併し電波行政を円滑ならしめる、或いは又十分に電波の発展に貢献するという理由には私は少しもならないと思ふのです。そういう点で減らす問題ばかりを考えるんじやなくて、そういう増員という問題もなぜやらなかつたかという面で、一つの大きな私は片手落ちを侵しておると思ふ。それから同時にその二百十七名減らすというその数がどういふ根拠に基いて出されて来たのか、これに対しては答弁は何らなされておらない。ただ庶務会計の部門から減らすんだ、直接電波行政に重大な影響を及ぼすような面ではなくて、いわばそちらの提案趣旨から行けば冗員だと目される庶務会計部門を減らすんだと言つておられる。併しそれなら二百十七名という数が私はどこから出て来たのかという問題をいへば、この前から御質問いたしておるのですが、それについては、ただ庶務会計部門の余つておるところを減らすんだという説明だけなんです。少くとも二百十七名という数が出て来たからには、相当な根拠があり、更にそれがどの部門か

らどいう点で減らすんだということが監視所別なり或いは監視局別なり、そういうところから少くとも根拠があるはずなんです。今のお話だと、この際とにかく何とか我慢してこれだけの人間は下部の段階で行政整理をやる数を消化してもらいたいという考えで割当てたのじやないかという印象しか受けないわけなんです。而もその根拠は何かと言へば、過去の太よその見当をつけバランスを見て、電波行政部門外の部門との或る程度のバランスを考えながら二百十七名という数を弾き出してそれでこれからそれは各局所宛に割当て、そこでとにかくいよいよも亦もなく押しつけて何とかにかく人員を減らすという方式で行政整理をやろうとしておるとしか受取れないわけなんです。私はここに一つ大きな問題が実はあると思ふのです。この前から言つておられますように、少くとも行政整理をやろうというからには、局所ごとに又どこをどういふふうな穴埋めをし共通事務の統合をやろうとするのか、相当な精細な私は資料があつて然るべきだと思ふ。少くとも漫然と二百十七名という数を弾き出してこれをだん／＼下部へ下して行つてそこへし寄せをしてやつて行くんだということであつてはならないと思ふ。勿論庶務会計といへども電波行政の仕事の面について直接的な非常に影響を持つております点は、他の事業と違つて、電波の場合ですと、庶務会計といつても、庶務会計に従事しておる職の中に相当有技術者が大勢いる。これはこの前の御説明でも私承わつておりますけれども、非常に有技術者が共通事務の中にもおりますし、又その人たちがいろいろ検査事務

とかその他の業務に臨時応援をやつておるといふことも、電波の場合においては特殊な私は事情だと思ふのです。従つて庶務会計だからといつて、庶務会計に所屬する人間は本當の分掌事項に定められた仕事だけではなくて、所掌以外の事務をやつておるのが現状だと思ふ。大臣はそういう現状についてどの程度の御認識があられるか知らんけれども、私はそういう観点から庶務会計といへども減らさなければならぬという人員については、部門と所屬、そういう問題について検討を十分に加えられた数でなければ實際行政整理をやろうと思つてもやり得ない実情にあるのじやないかと考えるわけです。そういう問題について何ら私の首肯し得るような資料も出ておりません。又答弁もなされておらないわけなんです。そういう点で先ほど来からの質問を総合しますと、私は二つの問題に分けて今後増員をしなければならぬという問題についての繋がりが非常に大きな問題として一つありますが、その問題は別といたしまして、二百十七名の数については、私は先ほど来言われたような抽象論ではとても説明にはなつておらないと思ふのです。もう少し具体的な説明が行い得ないのか、それとも一体資料を持つておられるけれども発表できないと言われるのか、そのあたりもう少し一つはつきりした御説明を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十二郎君) 非常に電波行政の拡充発展して行くにつれての今後の増員は私は努力いたしたいと思ひます。それからして整理の数が何か非常に根拠のないものだといふようにいろいろ御指摘であります。下から積上げて行つてこのことこのことという工合にして数字を出すということ、理窟としてはまさに私もその通りであるといふことは先ほど申し上げた通りでありますけれども、恐らくそういうものも見当ではこれは行政整理といふものはいつ如何なる場合でもできないだらうと私は考えるわけでありませう。それでではそういう工合に数字が出てやつたならば無駄がないのかという結論になるかといふと私はそれはならない、やはり国民が広く行政官庁に無駄があるという勘は當つていて思ふのです。国民がそういうように感じられるだけでなしに、部内においてはやはりもう一つ少くとも人員でできるはずだといふ考え方は、その仕事に従事している人たちの間からもしばしば出て来る、ただどこにどういふ工合にあるかといふことがつかめないといふことが私は実態だと思ふ。そこでそういう実態であるときに行政整理を国民の熱心な、熱烈な要請に應えてやろうといふときには、具体的にこのことこのことこれだけ減らせるのだという数字が出て来なければできないという態度をとるべきでなしに、やはり何か別の基準を以て数を出して行く、そうしてその数を現実に見てみてやれるかどうかといふことを見当してみよう、そこで線を出して来るというのが私は現実の方法としては止むを得ない方法だと思ふ。その方法が結局今度とつた方法であります。従いましてさつきから申し上げますように、今の段階では百六十人というものが、どこでどういふ工合に整理が行われるかといふことはまだできておりませんが、結局現

実に行われますれば、その通りの資料がでるような時期というものがいつか必ず参るわけでありませう。ここでこれだけ整理いたしました、ここを整理いたしまして、私どもはそれをきまします場合にはそれで仕事の運営に差支えないといふことを目安に置いて考えておりますので、そこを見て頂いて成るほど郵政大臣がどう言つたけれども、現実にはやつてみた結果、ここに非常に無理があるのじやないかという御指摘を頂いたならば、そのところは直す氣持で検討してみても、成るほど無理があるといふならば、そのところは直すといふふうには、こういうふうな一つ國會側で御指示なり御監督なりを頂くのではないかと、とても行政整理といふものはできない。そうして又国民の期待にも副けないといふことにならざるを得ないわけでありませう。従つてその点につきましては、この百六十名という数字の作成をする前に、詳細な内容というものはございませぬけれども、どうか一つその点は繰返してお願ひ申し上げますが、一つ御了承願ひたいと思ひます。

○久保等君 それでは大臣に一つお伺ひいたしますが、どういふ根拠で出されたのか、その大臣の出された方式は、どういふ方式から数字を出されたのか、ちよつと一つ簡単でよろしくございませうから、お答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十二郎君) これは郵政省だけに於いて考えたわけではございませぬので、全体の國家公務員について考えましたのでありまして、仕事の性質によりまして、大体五つくらい

のグループに分けて、一番整理の低い率は最低二%、一番整理の高い率は最高二%という割合、それで二%の割合を想定されております所は、おのずから一般管理部門の比較的多少人間を減らしてもやつて行けるという所でもあるわけでありまして、そういう割合にしてこの各省の人員をそのグループに分けて、それらの率を乗じて出して来た数字で以て第一段それらの省と行政管理局の間で折衝したわけでありまして、最初の数字は御承知のように一万四、五千名の数字が郵政省の第一次の整理予定人員として考えられておつたのでありますが、その前提で以てそれらの省と行政管理局と折衝いたしました結果、そういう意見であるし、そういう考え方ではあるが、その部分についてその原則から来る無理がある、例えば郵政省の場合であります、外勤の人間で整理できない者があつて、例えば又特定局の非常に小さいものの所には整理できない者があつて、そういう整理できないものを現実的に然りとされるものは逐次その中から減らして行つて、最後に出て来た数字というものが郵政省の最終的な数字ということになるわけでありまして、従つて均衡は確かに均衡をとつておるわけでありまして、均衡をとること自体がいかに悪いかということもこれは随分私も検討いたしましたのでありまして、なぜかと申しますと、この仕事の上に繁閑がありまして、それからして同じように各省でも郵政省の様に今問題になつております電気通信の部面のように仕事に非常に伸びの激しい部分とそうでない部分がありますので、一律に均衡をとるといふことには相当問題点がある

のでありまして、相当部分その後の調整で以てそういう部分が考慮はしてありますけれども、併し或る程度やはり均衡はとつてあるといふことは間違いないのであります。この均衡をとるといふことは、結局行政管理局の立場としては、均衡をとらないでも正しい、妥協だと思われれる整理数字というものが出来ることが望ましいのであります。さて今度この担当の大臣になつて、例えば私が郵政大臣として郵政省の行政整理というものを考えます場合に、郵政省が例えば非常に仕事が多いからといつて高い率の整理数字を割当てられても、なか／＼これは部内各省がいくつても均衡のとれるようにしてくれといふので、或る程度均衡をとるといふ結果になつて、この辺に多少筋の通らない面があると言へばあるわけでありまして、まあそこは実際の運轉をする上の各部局の担当の長の便宜といふことも考へて出て来ておるわけでありまして。

○久保等君 大臣はお忙しいようですが、私余り長く質問はいたしません、もう一つ伺いたいのですが、そうすると郵政の場合何パーセントぐらいの基準でやつておられるのか、それから電波の場合には今度庶務会計部門だけに以て二百七十七名減らすといふ考え方で行くならば、やはり私は五%近く、四%程度の行政整理になるというところ、これは電波についてはそういう数字になるのです、パーセンテージから行くとそうすると最低二%から最高二%というところ、私に言わせれば、これは理窟抜きに、私に言わせ

ら、理窟はどうのこのあろうけれども、結局落着くところは他との形式的な均衡といふ問題が相当ウエイトを占めておるから天引行政整理といふことに勢ひなつて来ておると思ひますが、その観点からしても少くとも電波の場合は四%程度、五%近い行政整理になるわけですが、現実には、業務部門は減らし得ない、むしろ増員しなければならぬ、その数が今言われたような数であつたとするならば、おのずからしわ寄せされるものは庶務会計部門だけで、これを二百七十七名、この前の説明で五百四十名というものが庶務会計の数字といふことになる、その中から二百七十七名という数になると、天引行政整理だといふ観点からしても、とつてもない高率にやないかと思ふのですが、これについても一体大臣、そのようなことを御存じなのかどうか。又一体、それでも先ほど言われておるように行行政整理といふものは、そう下から積み上げてはやれないのだといつて目の子算用としてやつたところで四%程度、五%近いものが現実問題としてなお且つあとの事務には支障がないといふふうな確約できるかどうか、この点一つ最後に御質問申し上げます。

○国務大臣(塚田十一郎君) その点は私も郵政省に対する總体の割当が一応落着いたあとで、各部局の中での相互の割当の割合を見て少し電波部門が多過ぎたなどという感じを持っております。大体予算ができたあとでありますので、どういふ方法によるか、事務当局に検討してもらふことにして、まあ三十名程度を当初電波監理局に割当られた数字よりも他の部門で消化をするようにといふことで、そういう操作が各部局の間で話合はれておるわけでありまして、従つて今御指摘になつた数字が減つて参りますわけでありまして、それから先のこと、これは結局總体の数字を出しますときには、今度は例外といふものを認めませんでしたからして、總体の考え方、これは、例えば検査官でありまして、技術者でありまして、或る率の数字といふものが予定されておるわけですが、それを他の部面で消化できるものは他の部面で消化するならばそれも結構だといふことに閣議決定がなつておりますので、技術者の部面で整理ができない部面は成るべく他の部面で消化して行くといふ考え方になつて、その両面を以て今の電波監理局の数字は何かやつて行けるだらうといふ線が大體二百七十七名から三十名引きますから、百八十八名ちよつといふことになるかと思ふのですが、それを二年間に分けて逐次整理をして行くといふことになつておると思ひます。

○久保等君 私今日のところは、大臣の御都合もあるようですから、大臣に對する質問はこれで打ち切りたいと思ふのですが、ただ少くとも私、今回のこの電波の行政整理の問題については、どう大臣が説明をせられても、先ほどの御説明も伺つておつても、ちよつと苦しい御説明をなすつておるのです、非常に膨大な全行政機関について行政整理といふ問題になつて参りますと、私は大臣の少くとも言つておられる面も或る程度現状として止むを得ないと考えられる点もあると思ひます。併し、電波行政の問題について

は仕事の内容と実態といふものは非常にはつきりしておると思ふのです。一般の行政官庁と違つた事情も、非常に大臣として感覚としてでもお持ちであらうと思ふのです。その電波の場合について今言つたふうに庶務会計にこれをしわ寄せして参ると非常に高率の実は行政整理といふことになりまして、これは何ともしもなか／＼納得できないし、答弁せられるほうも私はなか／＼どうも御本人そのものは納得しておられないと思ふのです、甚だ失礼ですが、それで少くともこの間出された膨大な私は電波白書をまじめに考えれば考えるほど行政整理の数字については非常にとつてもない行政整理を出されたといふふうな受けるのです。ただ一般的問題として考えると二百七十七名の行政整理といふのは、これは役所の広いところで二百七十七名といふと、素人考えですと私は或る程度これは納得するかも知れません。併し限られた電波といふ中で、而も電波の今日の現状を仔細に検討すればするほど、人員を少くとも減らすといふことそのものが非常に私は困難なやり方じやないかと思ふのです。確かにそれは一部の庶務会計といふこと、あるいは所々部面の整理といふこと、或いは所によつてだづいておるという問題はありますと思ひます。併し二百七十七名の中で全然転用できない人員ばかりなんだといふ断定が果して大臣の立場からしてできるかどうかといふ問題にも私は問題があると思ひます。庶務会計には御承知のように一級、二級或いは三級あたりの通信士あたりがいるはずなんです。そういう諸君は全然電波行政には要らない人なんだから、これは行政

整理していいのだという事は、一名の増員すら一面では見ておられないに、減らす面だけは約五〇%になるような率で行政整理をするという事は余りにも大きな矛盾だと思ふのです。

今後もおこの電通委員会としても少しは私は突込んだ御質問なり或いは又御答弁も願いたいと思ふのですが、本日はその時間がないようですから何ですが、いずれにしても我々の考えるのは、電波行政が今日の要望に一体副つて行くか、電波行政の使命を果して行くかという観点から飽くまでも質問をいたしておるのですから、その点は一つ大臣としても、仮にこの行政整理の問題がどのような結論にならうとも、私は最大限のそういう建設的の面からの御尽力を大臣に是非お願いしたいと思ふ。何か切るほうの鋭ばかりは大上段に構えられているが、建設をして行く、これを育てて行くという面における対策が何ら具体的に示されておらない。要員の問題はと言つても行政事務の中で根幹にならなければならぬ一つの問題だと思ふ。人なくして何で電波の行政があり得ようという事を考えた場合に、人員を殖やさなければならぬ場合に、先ほど言われたような数字が出ておりながら手を打つておらん。手を打つておらんというのは語弊があるが、結論は出しておらないということじゃ、これは大臣の方針にもかかわらず、従来の積極的な方針にもかかわらず、現実には私は萎縮沈滞して行く以外にはないと思ふ。そういう点で一つ今後私はもう少し建設的な積極策というものを示し願いたいと思ひますし、又そういう方面に対する御尽力を願ひたいと思ふ。今日のところ

これは私の質問は以上で以て打切りたと思ひます。

次に、行政整理の問題とは全然違ふのですが、行政整理の問題は特に私は大臣に対する質問なり大臣の御出席を願つての審議といひますか、或いは又御答弁も願ひたいと思つておりますので、今日は私は打切りたいと思ひますが、全然今度は違つた問題なんです、新しい問題として最近何か二、三深夜放送に対する民間からの申請が出ておるような話を聞いておるのです、午前二時、三時ですね、いわゆる朝早く、十二時過ぎあたりの放送について、これは勿論民間放送なんです、従来そういうふうな事について、これは前例がないことであります、前例がないことであるに、深夜放送を實際認可するといふような問題になります、いろいろ不測の問題が今後出て来るのじゃないかといふふうにも考えられるのですが、二、三そういう申請がなされておるといふ話を聞いておるのですが、その問題について現在どんなふうなお考え方を電波監理局としてもお持ちなのか、実情を承りたいと思ひます。

○委員(長谷川一君) お答へ申し上げます。只今のようなことは私も噂には聞いております。併し申請書というふうなことが正式に郵政省のほうにまだ出て来ておりませんので、どういふことを考えておられるのか私も承知いたしてないのであります。ただ現在の放送法及び電波法におきましては、殆んど現在免許を受けております放送局は、全日と申しましようか、二十四時間いつでも放送をし得るだけのなにもつて免許をされておるのです。従いまして現在の民間放送網でも、或いはNHKの放送網でも、只今御指摘になつたような十二時以降放送をやらうと思へばやれる状態でございますが、現在は例外的に十二時過ぎ二、三十分程度現在もやつておると思ひます。大部分がほんの短時間やつてゐる以外には殆んどやつておりません。従いまして今御指摘のような計画はつきり私も先ほど申し上げたやうなことでわかつておりませんが、深夜に放送をやりたいといふことならば、どういふ目的を以て、どういふ方面に対して、どのような放送をするかという事柄も考へて行かなければいかんだろうと思ひます。只今といひましては、計画その他申請という形が具体的になつて来ておりませんので、私もはつきりした考えをまだ持つておらないのでありますけれども、御指摘のやうにこの問題は、その目的なり放送の内容なり、目的と申しますのは、対象とする聴取者の方面なり等も十分考へなければならぬ事柄だと思つておる次第であります。

○委員(左藤義詮君) お諮りいたします。行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について内閣委員会と連合委員会を開くことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(左藤義詮君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後二時四十九分散会

四月十七日本委員会に左の事件を付託された

一、結核患者等のラジオ聴取料免除に関する請願(第三三七号)

一、長野県茅野電報電話局庁舎建設に関する請願(第三四七号)

第二三三七号 昭和二十九年四月六日受理

結核患者等のラジオ聴取料免除に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬村 野垣 斧田千代子

紹介議員 重盛 壽治君

結核患者は、長期間にわたる安静を要し、近年諸種の外科療法、化学療法が長足の進歩を遂げたといへ、短くて数年、長きに至つては十数年に及ぶ病床生活を送らなければならず、この悲惨な療養生活にあつて結核患者の最大の慰めはラジオ放送であるが、結核患者のうち七割近くが生活保護法の被保護者で現在支給されている成年男子一箇月千九百六十五円の生活保護費では衣食費にもことと欠き、到底ラジオの聴取料を支払うことが不可能であるから、結核患者とその家族並びに生活保護法被保護世帯のラジオ聴取料を免除せられたいとの請願。

第二三四七号 昭和二十九年四月七日受理

長野県茅野電報電話局庁舎建設に関する請願

請願者 長野県諏訪郡宮川村 長 今井万作外八名

紹介議員 池田宇右衛門君

長野県茅野電報電話局は、交通網の中心地でありながら、局舎が狭あい、不便なため通信事務に極度の支障をきたしているから、本電報電話局庁舎を建設せられたいとの請願。